

事 務 連 絡  
平成 2 3 年 6 月 3 0 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

既存配置販売業者の配置員の資質の向上に係る講習等の  
実施状況に関する調査結果報告書の送付について（依頼・情報提供）

平素より厚生労働行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、既存配置販売業者については、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第12条の規定及び平成21年3月31日付け薬食総発第0331001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知「薬事法の一部を改正する法律附則第12条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質の向上について」（以下「資質向上通知」という。）により、既存配置販売業者の配置員の資質の向上に係る取組について示しているところです。

今般、資質向上通知に基づいた講習等が各既存配置販売業者においてどの程度実施され、また受講対象者がどの程度当該講習等を受講しているか、その状況を把握することを目的として、標記調査を実施し、今般、調査結果報告書を取りまとめたところです。

つきましては、別添のとおり同報告書の写しを送付いたしますので、業務の御参考にしていただくとともに、貴自治体におかれましては、既存配置販売業者の従事者に対する研修の実施について、資質向上通知に基づいた一定水準以上の質が担保されるよう、貴管下関係業者等に対し、よろしく御指導いただきますようお願いいたします。